

ID: 221

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収											
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町下水道条例 第20条第1項											
例 規 番 号	平成11年 条例第22号											
<p>【根拠条文】 (使用料の徴収) 第二十条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第21条の規定による。 (使用料の算定方法) 第二十一条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額に一・〇五を乗じて得た額(一円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">汚水の排除量</th> <th style="width: 45%;">使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>一〇立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">一、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>一〇立方メートルを超える分</td> <td style="text-align: right;">一立方メートルにつき一五〇円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	汚水の排除量	使用料月額	基本料金	一〇立方メートルまで	一、五〇〇円	超過料金	一〇立方メートルを超える分	一立方メートルにつき一五〇円
区分	汚水の排除量	使用料月額										
基本料金	一〇立方メートルまで	一、五〇〇円										
超過料金	一〇立方メートルを超える分	一立方メートルにつき一五〇円										
備考												
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日									